

大阪府乙種(全類)主任者試験

5月中旬(日曜日)に実施

大阪府では、昭和42年度危険物取扱主任者試験を5月中旬(5月14日か21日の日曜日)に実施することを内定、準備をすすめている。

今回は乙種全類の予定で、甲種は次回以降となる。

準備講習は、夜間コースなど8回

準備講習は次表のとおり4類単類以外の受験者を対象に「全類コース」、又「夜間コース」など8回実施する。

申込所及び期間

▷大阪府危険物品協会連合会 4月13日～18日

▷堺市労働セッツルメント 4月10日

▷茨木市災害予防協会 4月20日

会費 (連合会加盟店員) 400円 第1期のみ500円
(会員外) 600円 第1期のみ700円

テキスト

法令集100円、理化学150円、問題集150円

講習会日程表

期	月 日	会 場
1	4月22、27、5月2日	市立(森ノ宮)労働会館
2(夜)	4月22、26、27、5月2日	"
3	4月24、26日	大阪府商工会館
4	4月25、27日	"
5	4月26、5月2日	市立(森ノ宮)労働会館
6	4月24、5月4日	堺市民会館
7	5月8、10日	茨木市サッポロビル会社
8(夜)	4月28、5月4、8、9日	厚生会館

京都では4月23日

京都府では次により乙種第4類主任者試験を実施する。
又、京都市危険物安全協会では準備講習を行う。

京都府主任者試験

試験日 4月23日 午前10時

場 所 京都市及び舞鶴市

受 付 4月3日～7日、京都府企画管理部消防係

第159号

発行所 大阪府危険物品協会連合会

発行人 田 宮 吳 策

大阪市西区西長堀北通1丁目

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717, 5910

定価 1部 20円

労働安全衛生規則改正

4月1日より施行

爆発・火災防止を規制

労働者では最近の爆発、火災による労働災害の増加に伴い、これが防止のため関係規則の改正をいそいでいたが、いよいよ4月1日より改正施行することになった。

改正内容は殆んど爆発火災に關係あるもの、すなわち消防法危険物と重複するものであるが、この規則は從来よりあり、今目新らしくつくられたものではない。

しかしその内容を検討すると、消防法危険物規制、高圧ガス取締法等と重複し、最近やかましくいわれている防災法令の一元化に逆行するものと考えられる。

これについて、労働省安藤安全専門官は、「同規則の改正はあくまで労働災害の防止にあって他法とはその目的を異にし、又この規則がないと労働行政上爆発火災の予防防止が指導できず二重行政もあえてしかたがない」とその間の事情を語っているが、納得がいかないのが大方のみかたのようだ。

改正要点は次のとおり。

- ①危険物の指定及び基準数量を一部変更、例えばガソリンは50リットル。
- ②基準量以上の危険物を製造、取り扱う事業所では危険物取扱主任者を選任する。(この危険物取扱主任者は消防法の主任者ではない。婦女年少者を除く者で危険物保安管理ができる者であれば誰でもよい。資格は不要又選任等の届出義務もない。)
- ③量に關係なく同規則別表できめる危険物、ガス等を取り扱う事業場では、防火上必要な設備及び取り扱い法が明確化された。
- ④量に關係なく危険物を取り扱う事業場では消火器、警報器が要る。
- ⑤可燃ガスと酸素とを用いてする熔接作業は熔接士か又は指定の講習終了者でないとできない。(これは43年4月から施行)

危険物関係法令改正へ 大阪業界でも活潑な意見

国ではとりあえず別表を今秋に整備するとはいうが

消防法が公布された危険物が警察から消防行政に移行されて早や20年を経過した。その間別表の改正により濃硝酸や濃硫酸が引火性発火性物品の仲間に入ってきたり、製造所が追加されたり、市町村の条例が政令にかわったり、主任者試験が国家試験になったり、いろいろ移り変りはあったが、ようやく昭和34年に現行の法体系になり今日にいたっている。しかしわれわれの経済生活に密接な関係があり、しかも急テンポで進展する危険物産業界の保安基準が10年一律でよからう筈がない。そこで國の方でもようやく改正（一昨年一部改正があったが、これは漸定的なもの）への動きをみせはじめた。

昨秋消防庁予防課長に就任した高田勇氏はこの間の経過を次のように語っている。

高田予防課長談

消防法別表を改正するという動機は、経済生活の進展と危険物に伴う災害の多発化ということから、昭和23年決めた危険物というものをもう一度洗い直さなきゃいかにんのじゃないだろうかということから出てきて、それはやはり技術的専門家の意見というものを徹して消防庁の一人よがりでなく、しっかりと積み上げてやっていかなければいけないということで、今危険物の部会ないしはそれに伴う幹事会というものでご検討願っているわけです。今の段階ですと今年の8月頃までに是非その答申を得て、この次の国会にと予定しておりますけれども、専門の技術的な検討ということになるとなかなかむずかしいようです。しかもそれが現在一類、二類、三類、四類、五類、六類、と分類している。あの分類の仕方も直

していかなければならないということですからね。非常に作業そのものも難かしいということで、今の段階では可燃性液体の作業は一応けりをつける段階迄いっていますが、それを促進する形としましても、何か消防庁のほうから一つの案を出していって、それについてご検討願うというような形も今後は講じていき、早期結論を出していただく方向にもっていくことになるんじゃないかなと思います。結局、危険物というものに対する國民の関心が高まっておるときですから、その危険物というものは一体どういうものだろうということを、消防法の別表を見ればわかるというような形において危険物は整備していく。しかも、その場合、消防に関係ないものを入れても何の意味もないわけですから、まず消防的見地からの危険物をすべて入れ、次にそれに対する規制の方法が大きな課題になるわけで、現段階は、それとの見合いで整備してゆくということになるのでありませんか。現在のところは具体的には、いまの別表から削るものもありますが、とり入れるものの方が多いという方向です。

（近代消防より）

以上のように、消防庁ではとりあえず別表すなわち品名数量を検討した上細則改正に着手するようである。このような情勢下大阪でも業界より改正への活潑な希望意見が、きかれるので、大阪府危険物品協会連合会では3月3日午前中、約2時間にわたり四つ橋ビル会議室に関係者の参会を得、現行法に対する問題点を討議した。まだまだ意見はあったようであるが、連合会では今後引き続きこの種の会合を開く予定である。当日の出席者は次の6氏である。

消防ポンプから家庭用消火器まで！ 消防機器の総合メーカー



梯子消防車
消防ポンプ車
保険付消火器
フレーン車



森田ポンプ株式会社
本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

現行法の問題点を 検討する懇談会

宇部興産㈱大阪支店	化成品営業部	久島清彦
液体薬品仲継館	業務課長	山崎春樹
大阪ガス㈱	安全課長	安本裕明
大阪倉庫㈱	業務課長	森田十二一
住友化学工業㈱大阪製造所	保安課	田中慶三
武田薬品工業㈱大阪工場	安全係長	水野亨
田辺製薬㈱大阪工場	安全課	井上喜代一
錦中山製鋼所	保安課	島谷
丸善石油㈱大阪製油所	保安課	中野希文

参考までに当日の意見をまとめてみると次のとおりである。

別表関係について

現行消防法別表は戦前のものを踏襲し、しかも10数年殆んど不变のもので、危険物の本質危険性からみて不合理かつ不均衡がめだつて、根本的な整理検討が必要である。とくにその著しいものを挙げると次のようである。

①第6類の火災予防的性質及び出火形態を考慮すると、消防危険物からは除外し、準危険物として取扱うべきである。もし全面除外が難かしい場合は、濃硫酸は除外し他のものも指定数量の大巾引き上げ、又設備構造基準を緩和すべきである。およそ引火性物品と同じ規制対象とすることはナンセンスである。

②硫黄はその状態により危険性に差異があるので粉状とその他に分け、指定数量は金属粉や他の可燃物とのバランス上、粉状で500kgその他で1,000kgが妥当である。

③第3石油類のうち高引火点のもの（例えば引火点130°C以上）は準危険物引火性物と大差ないので、準危険物とすべきである。ただし加熱作業時は危険性が増大するので、作業温度と引火点の差によっては規制対象とすることはやむを得ない。

④石油類の経済生活への浸透度、市場容器単位(200ℓ)からみて、第1石油類200ℓ、第2石油類600ℓに引き上げるべきである。

⑤松根油、しょう脳油、テレピン油は別個に指定する理由がないので石油類としてとりあつかうべきである。

法第12条基準維持義務について

一般的に新法は古いものについては遡らないのが原則であるが、危険物は社会公共の安寧の為既得権は認められていない。これは火薬、高圧ガスとともに防災規制の基本概念で、ある程度止むを得ないが、しかし危険物の一般経済社会への浸透度及びその危険性からみて、火薬、高圧施設と一線があつて当然である。

すなわち現行法では、危険物の本質危険性、量的危険性を無視し、一律に既得権を認めないのは余りにも酷である。

とくに市街地における保安距離規制については、保安維持を危険物施設側のみに義務付けることは、一方的である。危険物と一般社会生活の関係をみると、危険物をきりはなしして今日の社会生活はあり得ないといつても過言ではないだろう。であれば、保安距離維持の義務は危険物施設側と周辺特定施設側と双方でもつのが当然である。

タンクの水圧、水張検査について

現行法では移動タンク、簡易タンクを除くタンクの水張り水圧検査については、設置地に於いて受けるようになっている。ところが、ライニングタンク等特殊タンクについては、設置地での検査が不可能な場合があり、製作地での検査、又は製作地管轄の消防機関への検査委任等合理化を要望する。

勿論、検査場所から設置場所の間の変形、故障等考慮すべきであるが、変形については完成検査時点検でき、変形を伴わない漏洩故障は現行の製作技術及び製作の検査要望からみてまづないと考えて差支えないものと思われる。

製造所の附属タンクについては、政令第9条20号の「取り扱うタンク」という表現により指定数量未満のものについても適用されることになり、例えば、容量20ℓのエーテル受器が水張検査を受けなければなければならないことになった。

一方ドラム缶は運搬容器として認められ、激しい衝撃を伴う作業をするにも拘らず、水張、水圧検査対象外となつておらず、およそ理解にくるしむ次第である。

株式会社
スタンダード石油大阪発売所



【サービスステーション・電話】

道頓堀	堀(27)5747	南堀	江(31)6325	豊中	本町(52)1677	蒲生	(33)4893	千里(34)4220
松島	島(31)3097	三	国(31)1290	生	王(31)4622	新	町(31)3455	粉川町
空心	町(22)3988	三	国(31)8150	鞆	(43)1270	替	町(30)2706	玉造(31)1765
帝塚	山(22)6070	小	阪(27)6849	両替	町(30)0084	高井田	海老江(41)6890	箕面
長居	居(31)9225	豊中セントラル	高(31)2595	高井	給油所	他53カ所		

取締役社長 松村 喜美
 本社 大阪市西区篠4丁目70番地
 TEL (443)-1271(代表)
 桜島油槽所 大阪市此花区梅町2の8
 TEL (461)7186
 L.P.G長柄充填工場 大阪市大淀区長柄東通9-39
 TEL (928)5788 (351)1752-5044

製造所の附属タンクの水張、水圧検査の対象はドラム缶を超える容量のものとすべきである。

保安距離について

①高圧ガス施設と危険物施設との相互保安距離規制は前者の法令に規定なく、後者の法令にのみ規定され不均衡である。

危険物施設の保安維持上、独自の立場で危険物関係法令のみに係る規定をじいてるとの解釈のようであるが、これは元消防庁予防課長土田氏の著述法令解釈からみても、現行解釈はこじつけとしか思われない。高圧ガス取締法と歩調を合せるべきである。

②保安距離は危険物の種類と数量及び保管、作業状態によって決定されるべきである。しかし現行法は、それらの要素を無視して一律規制されており、ガソリンドラム缶1本を貯蔵する倉庫も、エーテルを大量に取扱う取扱所も保安距離が同一という不合理さが生じてくる。

しかも、販売取扱所、屋内タンク貯蔵所や、最近の一連の運用基準をみると一部では5倍乃至20倍以下の施設では保安距離を緩和している例からみても、統一整備が望ましい。

作業内容に応じた構造基準について

現行法令の一般取扱所では作業内容の種類に関係なく一律規制されているので、非常に不合理である。

当然作業内容に応じて構造基準を設けるべきである。

第6類危険物の構造基準について第6類はその性質上、構造基準は他の引火性、発火引物品と別途に規定すべきである。

①保有空地は現在一部緩和されているが、さらに縮減すべきである。

②消火設備は不要である。

③安全弁は加圧側コンプレッサーの弁を併用して支障ないものと思われる。

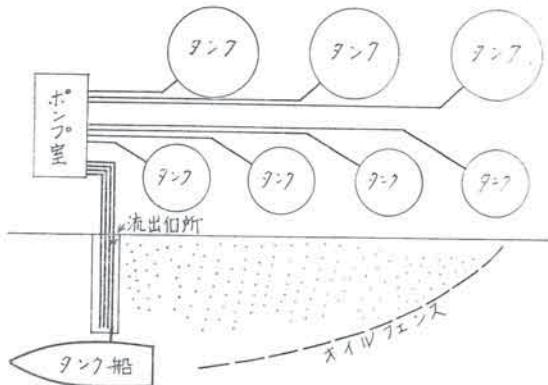
事 故 報 告

繫船岸で配管離脱

ガソリン2,300ℓ流出

3月7日午前11時30分頃、大阪市此花区梅町、K石油の繫船岸で、配管の不備からガソリンが約2,300ℓ流出、幸い後処理が早急適切に行われたので大事に至らなかった。

同社油槽所では2月上旬より棧橋改修作業をやっていたが、別図のようタンクが沢山あって、棧橋には多くの配管が設備されていた。作業会社と油槽所との連絡が不充分で、使用するパイプを作業会社が離脱していた。それを知らずタンク船とタンクとの荷積み作業をしようとして送油したので、ガソリンが配管途中より海中に流出した。



流出異常音を聞いた作業者がすぐ弁を閉めたが、すでに約2,300ℓのガソリンが流出していた。直ちに附近での火気、火花を禁止するとともに、小舟で図示の如くオイルフエンスをつくって油の海面拡大を防ぐとともに、乳化剤クリクリンを使用し浮遊ガソリンの海中拡散沈降をはかった。

可燃ガス測定の結果海面上の浮遊ガソリンの拡散を確認、事故はようやくおさまった。

一流メーカー品ばかりそろう

ヤマト式消火器

能美式自動火災警報設備

サンヨー式誘導灯

斎田式避難器具

本社 大阪市北区空心町1-5 電 (351) 9651
大阪営業所 大阪市東成区大今里南之町 電 (971) 5636
堺営業所 堀市大浜北町2-62 電 (2) 3562
西野田営業所 大阪市福島区茶園町128 電 (461) 3163



真弓興業株式会社

大阪市火災予防条例改正
小量タンクの水張試験など
違反罰則も強化

大阪市消防局では関係法令改正に伴い、火災予防条例の改正をいそいでいたが、このほど改正、3月1日より実施した。

改正要点を挙げると次のとおりである。

改正要点

- ガス湯沸設備中、小型のもの（家庭用）については上方の可燃性の部分からの保安距離を現行の60センチメートル以上から30センチメートル以上に緩和し、不燃性天がいがある場合は、屋外に通ずる排気筒がなくとも天がいまでの保安距離が15センチメートルでよいものとすること。
- 蓄電池設備の電そうを設置する床又は台は、耐酸性のものとする必要があるが、アルカリ蓄電池の場合はその必要がないので除外すること。
- ネオン管灯設備に近接する取付材は、すべて不燃材料とするが、周囲に保安上必要な空間を有する場合は、この規制から除外すること。
- 装飾用物品等に対する防災処理の規制を、延焼の媒介となるおそれがなく火災予防上支障がない場合は、消防長の認定により除外することができるものとするとともに、規制場所の指定を拡大（工事現場、収容人員50人以上の旅館等の共用部分、地上31メートル以上及び地下3階以下の部分）すること。
- 小量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについて政省令基準をとり入れ、合理化すること。（計量口、元弁、容積算定方法、車両に固定されたタンクの基準明確化等）

6. 危険物の規制に関する政令改正に伴い、小量危険物に該当する場合においては、エチルエーテル、アセトアルデヒト、酸化プロピレンに対する貯蔵、取扱いの基準に準じて定めること。

7. 第4類の小量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の開口部に関する規制を緩和し、開口部の戸は不燃材料又は準不燃材料で造られ若しくはおわれたものでよいものとすること。

8. 小量取扱場設置届出にかかるタンクの水張試験又は水圧試験実施の根拠を設定すること。

9. 小量危険物、準危険物、特殊可燃物の取扱場設置届出義務違反者に対する罰則（罰金10,000円以下）の設定、及び既存罰則の強化

(5,000円)	(20,000円)
(3,000円)	(15,000円)
(2,000円)	(10,000円)

10. その他条文の整理

火災予防条例改正条文抜き

（小量危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準）

第31条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下小量危険物という。）の貯蔵又は取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

（1）～（10）省略

（11）危険物の容器への収納又は詰替えは危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令総理府令第55号。以下この章において危険物規則という。）別表第3に掲げる運搬容器及び収納の基準に適合するように行なうこと。ただし、火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。

（12）～（15）省略

（16）危険を貯蔵し又は取り扱うタンクについては、次によること

ア タンク（地下に埋設するタンク及び車両に固定されたタンクを除く。）は、危険物の規制に関する政

あらゆる消防設備・設計・施工

斎田式救助袋

各種の
消
火
器
一
器
普
及

三洋式誘導標識灯

ケ
ミ
炭
工
カルホース
酸
ア
ガ
ホ
一
ム
消
火
裝
置

自動火災報知設備

株式会社
三
和
商
会
斎田式救助袋
代理店
本マ
ドト
ラ式
イケ消
燃火
地区
代理店
大阪市西区江戸堀北通二丁目八番九
TEL 大阪 (43) 二四五六七九

令(昭和34年政令第306号。以下この章において危険物政令という。)第11条第4号、第12条第5号及び第14条第6号の規定の例により造ること。ただし、鋼板の厚さは2ミリメートル以上とすることができる。

イ 内容積及び空間容積の算定方法は、危険物規則第2条及び第3条の規定の例によること。

ウ 外面にさびどめのための措置を講ずること。

エ 圧力タンクにあっては、有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンク(車輪に固定されたタンクを除く。)にあっては、有効な通気管を設けること。

オ 引火のおそれある危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備にあっては、通気管に引火を防止するための措置を講ずること。

カ 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、給油ホース又は給油管を結合することができ、かつ危険物が漏れないものであること。

キ 配管は、金属、陶管等耐熱性を有する材料で造った管を用いること

ク 元弁(液体の危険物を移送するための配管に設けられた弁のうちタンクの直近にあるものをいう。)は、危険物の移送するとき以外は閉鎖しておくこと。

ケ 計量口は、計量するとき以外は閉鎖しておくこと。

コ 地下に埋設するタンクにあっては、危険物政令第13条第1号(イを除く。)から第4号まで、第6号から第7号まで、第8号の2及び第10号から第14号までの規定の例によること。ただし、当該タンクからの液体の危険物の漏れを検査するための管は、2箇所以上とができる。

サ 車両に固定されたタンクにあっては、危険物政令第15条第1号から第2号の2まで及び第5号から第10号までの規定の例によること。

シ 車両に固定されたタンクの間仕切により仕切られた部分には、マンホール及び危険物規則第19条第2項及び第3項の規定の例により安全装置を設けるとともに、容量1,000リットル以上のものにあっては、危険物規則第24条の2第2項第2号から第4号までの規定の例により緩衝防波板を設けること。

(1)-(2) 省略

第32条 小量危険物の貯蔵又は取扱いの法別表に定める危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)-(4) 省略

(5) 法別表第4類の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の場所において行なうこと。

ア 省略

イ 開口部には、甲種防火戸、乙種防火戸又は不燃材料、準不燃材料で造られ若しくはおおわれた戸を設け、又はドレンチャー設備を設けること。

ウ 省略

(6)-(7) 省略

2 法別表第4類の危険物中、エーテルのうちエチルエーテル、アセトアルデヒト又は第1石油類のうち酸化プロピレンの貯蔵又は取り扱いの技術上の基準は、前条並びに前項第4号及び第5号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 貯蔵については、危険物政令第26条第2項の規定の例によること。

(2) アセトアルデヒト又は酸化プロピレンを貯蔵し、又は取り扱う設備タンクを含む。)にあっては、燃焼性混合気体の生成による爆発を防止するための不燃性ガス又は水蒸気を封入する装置を設けるとともに、銀、水銀又は銅、マグネシウム、銀若しくは水銀を成分とする合金を使用しないこと。

(基準の特例)

第32条の2 第31条及び前条の基準は、小量危険物を貯蔵し、又は取り扱うにあたって、第31条又は前条の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取り扱いについては、災害の発生を防止するため充分な措置を講じなければならない。

(第1石油類等の貯蔵又は取り扱いの技術上の基準)

第33条 指定数量の10分の1以上5分の1未満の危険物で、法別表第4類に掲げるもののうち引火点が摂氏21度未満のもの(以下第1石油類等といふ。この貯蔵又は取り扱いの技術上の基準については、次の各号の1に該当する事業所における貯蔵又は取扱いに限り、第31条、第32条第1項第4号及び第5号並びに前条の規定を準用する。

(品名を異にする危険物)

第34条 品名を異にする2以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取り扱いに係る危険物の品名ごとの数量をそれぞれの指定数量の5分の1(前条の規定に該当する第1石油類等にあっては10分の1。以下この条において同じ。)の数量で除し、その商の和が1となるときは、当該場所は、指定数量の5分の1の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

(小量危険物等貯蔵又は取り扱いタンクの試験)

第63条の2 消防長は、第60条の届出に係る小量危険物又は準危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張試験又は水圧試験を行なうことができる。

質疑応答欄

大型消火器の基準は

〔質問〕 政令別表に第4種、第5種消火設備がありますが、その区分基準はどのようになっていますか。

〔回答〕 危険物規制に関する政令の別表によりますと第4種消火設備は大型消火器、第5種消火設備は小型消火器となっています。小型消火器については、危険物規制に関する規則の別表第2により容量等きめています。大型消火器については、昭和39年9月17日付自治省令第27号による『消火器の技術上の規格を定める省令』第2条、第9条に規定されているのでこれを準用します。

関係条文を引用すると次のとおりです。

〔2条〕 消火器は、次条又は第4条の規定により測定した能力単位の数値が1（自動車消火器にあっては、0.5）以上でなければならない。ただし、大型消火器で、A火災（消防法別表に掲げる第4類の危険物及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第2に掲げる第4類の準危険物（以下これらを「第4類の危険物等」という。）の火災以外の火災をいう。以下同じ。）に適応するものにあっては10以上、B火災（第4類の危険物等の火災をいう。以下同じ。）に適応するものにあっては20以上でなければならない。

〔9条〕 大型消火器に充てんされた消火剤の量は、水消火器又は泡消火器にあっては80ℓ以上、強火液消火器にあっては60ℓ以上、蒸発性液体消火器にあっては20ℓ以上、炭酸ガス消火器にあっては22kg以上、粉末消火器にあっては20kg以上でなければならない。

尚在阪主要メーカーの大型消火器市販品を紹介するとヤマト消火器製品では、泡100型、200型、粉末50型、100型、150型200型、ABC粉末50型、100型、150型、200型、森田ポンプ製品では、泡100型、粉末50型、100型がある。

主任者バッヂについて

〔質問〕 最近大阪市内等で危険物取扱主任者にバッヂをついているのをみかけますが、これは主任者免状を持っていると交付してもらえますか。

〔回答〕 主任者バッヂは、大阪市が主任者に章をつけることにより主任者であることを表し、保安監督者としての責任を自覚させ、火災予防を図るのが目的ですめているもので、各事業所の自主的なはい用でつけることになっています。この主任者は主任者免状の所有者ではなく、免状所有者のうちから、施設の主任者として届出

されているものをいいます。だから免状をもっているだけでは主任者章をつけることはできません。

又、自主的のはい用ですが、資格表示の意味をもっているので、バッヂには一連番号をつけ、配布については各消防署で交付台帳を作製、登録の上交付しています。

尚大阪府下で主任者章制度を採用している市は次のとおりです。

大阪市、茨木市、豊中市、池田市、箕面市、八尾市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、河内長野市、富田林市、大東市、忠岡町、貝塚市、泉佐野、岸和田市、東大阪市、摂津市、吹田市

大阪市危険物品協会連合会

「製造所」等掲示板（ホーロー製）	···	¥400
「小量危険物取扱場」等掲示板（塗装製）	···	¥300
法改正に伴う		
「屋外タンクポンプ設備」掲示板（ホーロー製）	···	¥400
運搬用標旗（木綿製）	···	¥70
夜間運搬用掲示「危」（発光文字）	···	¥550 ¥600
改訂新版危険物施設図解説各部	···	¥500
その他関係標示 申請用紙 図書		

大阪市危険物品協会

小量のボイラー室における火気厳禁標示

〔質問〕 第4類の危険物小量取扱場には『火気厳禁』を標示するようになっていますが、例えばボイラー室のようなところに『火気厳禁』の標示をするのはおかしいと思います。『火気注意』等適切な標示を教えて下さい。

〔回答〕 ご質問の趣旨は小量取扱場だけではなく、一般取扱所のボイラー室についても同じことがいえるでしょう。

小量の場合は、各市の火災予防条例で定めていますので各市によって多少考え方は異なると思われますが、大阪市に関しては、市消防局では次のように説明しています。

危険物小量取扱場の標識については大阪市火災予防条例で定めています。取扱う類ごとに標示方法はきめられ、その取扱い方法等細目分類はしていませんので、ボイラー室に火気厳禁の標識ということになります。

これは作業上必要な火気を禁止するというのではなく作業外の火気をみだりに使用してはいけないという意味ですから、その趣旨をご了解願いますとおかしくはないと考えられます。

ボイラー室は火気を取扱う場所であるから、そこでの火気使用は自由である、という意味ではありませんので誤解のないようにお願いします。

大阪市 大阪市消防局では自治体消防発足記念表彰式を3月7日午前9時30分から、大阪市消防学校で中馬市長ら関係者出席のものと開催した。当日表彰された危険物関係者は次のとおり。

優良危険物防火施設 ▷佛毎日新聞大阪本社 ▷三彩化工
▷鐘淵紡績㈱食品工場 ▷凸版印刷㈱関西事業部大阪工場 ▷関西電力㈱春日出発電所 ▷佛明成商会 ▷近畿タール製品㈱ ▷港セントラル石油㈱ ▷伊藤忠商事㈱化学生木津川貯槽所 ▷桃谷サービスステーション㈱ ▷東洋興業㈱瓦屋町給油所 ▷山文商事㈱難波給油所 ▷寿ペイント㈱ ▷参天製薬㈱ ▷安藤石油㈱ ▷富田塗料㈱ ▷寺西化学工業㈱大宮工場 ▷スタリオン石油㈱ ▷シープ工業㈱ ▷大阪礦油㈱ ▷大江石油㈱

優良危険物取扱主任者 ▷木野村敬三(木野村石油) ▷山崎嘉弘(東宝梅田会館) ▷勝山昭夫(日本合成化学工業大阪倉庫) ▷江口寛二(国洋石油) ▷横田一悦(桜島埠頭石油埠頭事務所) ▷伊川早一郎(日本石油安治川油槽所) ▷明石昌三(東洋興業) ▷富永修造(藤田商店) ▷藤田國男(藤田石油石) ▷勝間治重(泉尾石油) ▷坂東茂夫(錦タクシー) ▷武田一文(三和商事大阪南営業所) ▷嶺英彦(三楽オーシャン大阪佃工場) ▷田辺稔(不二製油) ▷杉浦清(日本油脂三国工場) ▷松本庄太郎(西部化学産業) ▷前川満茂(紅石油) ▷山辺信一郎(大和化成) ▷横井一(天満サブ化) ▷川十憲一(大三石油昭和町給油所) ▷村田文嗣郎(藤永田造船所) ▷福島二郎(福島塗料) ▷加藤淳一(川藤顔料有限公司) ▷山崎淳一(港石油)

高膨脹泡消火装置の開発 大阪市消防局では最近急増する地下街や地下室、倉庫、船倉などの火災に対処し、高能的な消火性を研究していたが、先年アメリカで試作された高膨脹泡にヒントを得、高膨脹泡消火装置を開発、3月7日消防学校で公開実験を行った。

これは、界面活性剤を用いた発泡液を麻製のネットに散布し、ネットに生じた水幕に送風機で風を送り、泡をつくり連続的に送り出すものである。送風機は4、5馬力の排煙機を利用し、直径10ミリ程度の泡を、毎分50立方

メートル以上発生し、泡の押上げ高さは約15m、水平送泡距離は約100mである。地下室等に発生した火災で、煙と熱気でなかなか近よれない場合、この泡を送入することによりこれらを排除するとともに窒息効果で消火する。

最近の通達 (大阪市)

大阪市消防局では製造所、一般取扱所の附属タンク類の水張、水圧試験について次のように運用基準を定めた。

この結果、従来適用外であった指定数量未満のタンク類も水張検査の対象となった。

尚、これは政令第9条第20号に規定する「危険物を取り扱うタンク」の範囲を明確化したものである。

1. 危険物を取り扱うタンク(以下付属タンクという。)は、危険物を収納する用途に供するもので、タンク形態を有し、かつその容量が指定数量の5分の1以上であるものとする。ただし、化学反応及び物理的操作などを行なう次の例に示すようなそうを除くことが出来る。

- ア 混合そう
- イ 溶解そう
- ウ 分液そう
- エ 稀釈そう
- オ 蒸溜そう
- カ 熟成そう
- キ その他これらに類する反応又は操作を行なうためのそう

2. 付属タンクのうち、指定数量の5分の1以上指定数量未満のタンクについては、政令第23条を適用して次の構造とすることができる。

- (1) 政令第11条第4号及び同第12条第5号の規定にかかわらず、鋼板の厚さ2ミリメートル以上とすること。
- (2) 政令第11条第5号の規定にかかわらず支柱は不燃材料で作ること。
- (3) 政令第11条第15号の規定にかかわらず防油堤の設置を免除し、政令第9条第12号前段に規定する屋外設備の開いを設けること。



いま話題の

ABC粉末消火器は

ヤマトが

開発しました!



ヤマト消防器株式会社

大阪・東京・福岡・北九州・尾道・名古屋・静岡・仙台・札幌・広島・富山